

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧

令和2年10月1日より

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ (1日)	日常生活継続支援加算 (1日)	看護体制加算(Ⅰ)口 (1日)	看護体制加算(Ⅱ)口 (1日)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口 (1日)	合計 介護保険一部負担金 (1日)	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
							(1日)	(1日)	(1日)	(ヶ月)	
要介護1	第1段階	559	36	4	8	13	620	0	300	920	27,600
	第2段階							370	390	1,380	41,400
	第3段階							370	650	1,640	49,200
	第4段階							855	1,392	2,867	86,010
要介護2	第1段階	627	36	4	8	13	688	0	300	988	29,640
	第2段階							370	390	1,448	43,440
	第3段階							370	650	1,708	51,240
	第4段階							855	1,392	2,935	88,050
要介護3	第1段階	697	36	4	8	13	758	0	300	1,058	31,740
	第2段階							370	390	1,518	45,540
	第3段階							370	650	1,778	53,340
	第4段階							855	1,392	3,005	90,150
要介護4	第1段階	765	36	4	8	13	826	0	300	1,126	33,780
	第2段階							370	390	1,586	47,580
	第3段階							370	650	1,846	55,380
	第4段階							855	1,392	3,073	92,190
要介護5	第1段階	832	36	4	8	13	893	0	300	1,193	35,790
	第2段階							370	390	1,653	49,590
	第3段階							370	650	1,913	57,390
	第4段階							855	1,392	3,140	94,200

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。

要介護5の場合： $893 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,224 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。

要介護5の場合： $893 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 2.7\% = 723 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧

令和2年10月1日より

第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ (1日)	日常生活継続支援加算 (1日)	看護体制加算(Ⅰ)口 (1日)	看護体制加算(Ⅱ)口 (1日)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口 (1日)	合計	居住費 (1日)	食費 (1日)	合計 (1日)	合計 (30日) (一ヶ月)	
						介護保険一部負担金 (1日)					
要介護1	1割負担	559	36	4	8	13	620	855	1,392	2,867	86,010
	2割負担	1,118	72	8	16	26	1,240	855	1,392	3,487	104,610
	3割負担	1,677	108	12	24	39	1,860	855	1,392	4,107	123,210
要介護2	1割負担	627	36	4	8	13	688	855	1,392	2,935	88,050
	2割負担	1,254	72	8	16	26	1,376	855	1,392	3,623	108,690
	3割負担	1,881	108	12	24	39	2,064	855	1,392	4,311	129,330
要介護3	1割負担	697	36	4	8	13	758	855	1,392	3,005	90,150
	2割負担	1,394	72	8	16	26	1,516	855	1,392	3,763	112,890
	3割負担	2,091	108	12	24	39	2,274	855	1,392	4,521	135,630
要介護4	1割負担	765	36	4	8	13	826	855	1,392	3,073	92,190
	2割負担	1,530	72	8	16	26	1,652	855	1,392	3,899	116,970
	3割負担	2,295	108	12	24	39	2,478	855	1,392	4,725	141,750
要介護5	1割負担	832	36	4	8	13	893	855	1,392	3,140	94,200
	2割負担	1,664	72	8	16	26	1,786	855	1,392	4,033	120,990
	3割負担	2,496	108	12	24	39	2,679	855	1,392	4,926	147,780

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。

要介護5の場合： $893 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,224 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。

要介護5の場合： $893 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 2.7\% = 723 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

負担限度額区分表	第1段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	・上記(第1～3段階)以外の方